

# 自立支援協議会の役割とその活用

- ①個別の相談活動から見出される共通する課題
- ②地域課題の共有
- ③社会資源の開発
- ④自立支援協議会の仕組みと機能

## ①個別の相談から見出される共通する課題

個別の相談がすべてうまくいくとは限らない。

- 制度だけでは、解決できないこと
- 地域の社会資源の不足から起きること
- 支援者の力量不足によって起きること

- ・同じように困っている事例についてアンテナを張っておくこと。
- ・相談支援専門員同士はもちろん、サービス事業所や医療機関、地域住民と連携がとりやすい様に顔見知りになっておくこと。

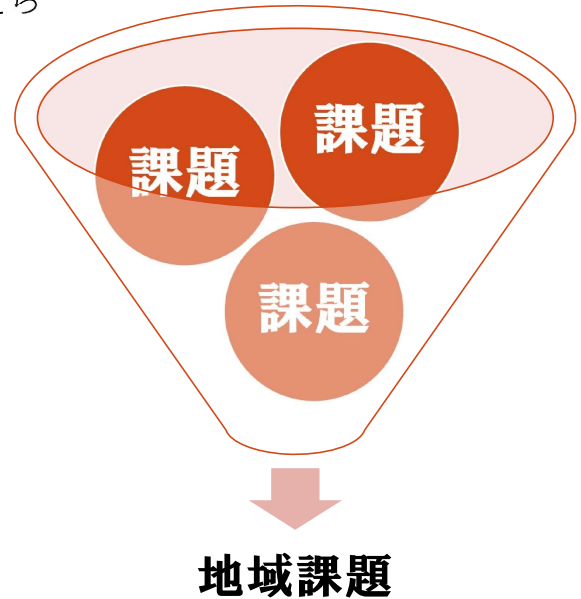
## ②地域課題の共有

もし、地域にたくさん同じような課題があったら

➡ 地域課題ではないか？

➡他の関係者もおなじように感じているかな？

➡話題に出して確認してみよう！



## ③社会資源の開発

地域課題の共有

福祉サービスで、ご本人の思いを叶えられることはないのか？

話し合いを重ね・情報交換しても、本人が必要とする、または気持ちが動かされるような選択肢が見つからない場合



**なければつくる！**

なければつくる？



そんな簡単なもんじゃない！



本当に？行動した？

なければつくる！  
そんな簡単なもんじゃない！

本当に？行動した？

「学ぶ場がほしい」「友達をつくりたい」「毎日買い物に行きたい」「ゴミ出しを手伝ってほしい」「話を聞いてほしい」「旅行に行きたい」「お金を稼ぎたい」

多くのアイデアと協力と理解があれば、多くのことは1年以内を目標として結果を出せるのではないか…という思考が私たちには必要

# なければつくる！ そんな簡単なもんじゃない！ 本当に？

地域住民やサークル・教室等のスタッフ等と顔見知りになることで、選択肢が増えていく、それも立派な社会資源の開発。

顔見知りからお友達に！



# 自立支援協議会（障害者総合支援法）

（協議会の設置）第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 自立支援協議会の目的

**自立支援協議会**は、

障害者等への支援体制に関する **課題について情報共有**し、

関係機関等との **連携**の緊密化を図るとともに、

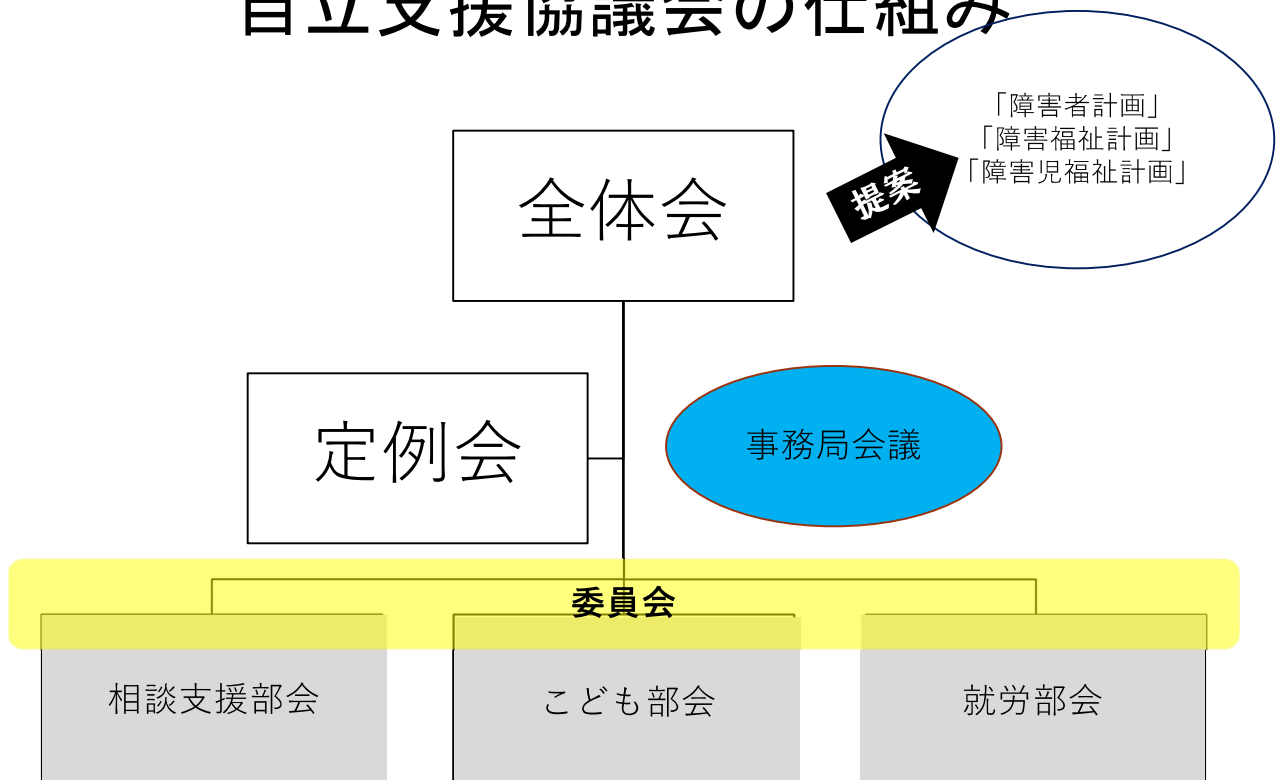
地域の実情に応じた体制の整備について **協議**を行い、

障害者等への支援体制の **整備**を図ることを目的としている。

# 協議会の役割

協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく役割がある。

## 自立支援協議会の仕組み

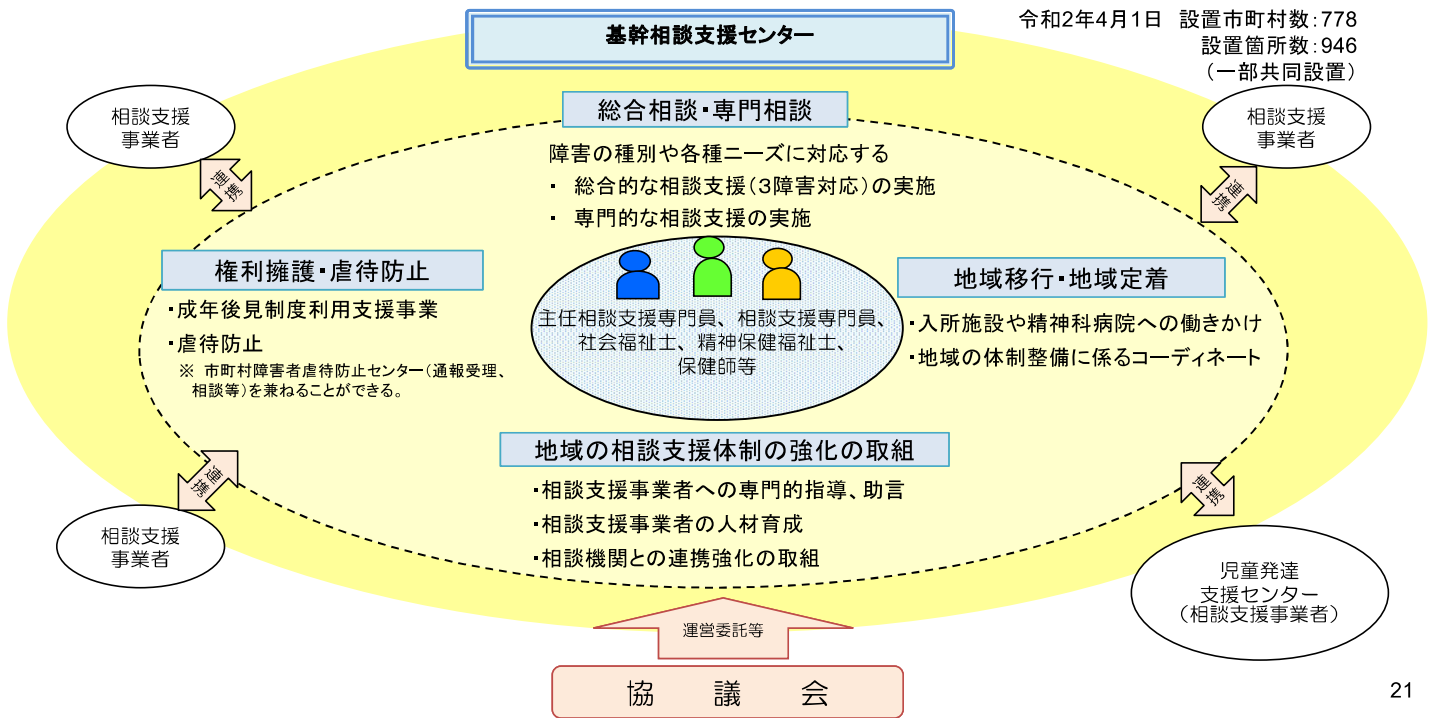


# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

厚生労働省資料

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



21

## 協議会の機能

情報機能	困難事例の対応の在り方を情報共有。 地域の諸情報を共有する
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 地域の支援力を高める役割分担と調整
開発機能	地域診断、地域の社会資源の開発、改善
教育機能	構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業、 基幹相談支援センター等の運営評価 サービス等利用計画、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用



# 『障害者基本計画』 『障害福祉計画』 『障害児福祉計画』

障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法 第11条	障害者自立支援法 第88・89条	児童福祉法第33条
「国の障害者基本計画」に基づき障害者のための施策に関する基本的な計画 (都道府県・市町村)	「国の基本指針」に基づき福祉サービス量と提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)	「国の基本指針」に基づき障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画 (都道府県・市町村)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の性格、期間等</li> <li>・基本理念、基本目標等</li> <li>・障害者の推計</li> <li>・施策の体系</li> <li>・施策の推進</li> <li>・各施策の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス、相談支援の必要な量の見込み</li> <li>・障害者支援施設の必要入所定員総数</li> <li>・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援等の提供体制の目標</li> <li>・通所支援又は障害児相談支援の必要な見込量</li> <li>・障害児入所施設等の必要入所定員総数等</li> </ul>

## 協議会の活動例

- ・ 困難事例への対応の協議
- ・ 研修会（当事者向け・事業所職員向け）
- ・ 要望活動
- ・ 啓発活動（講演会・映画会・当事者による発表・ピアサポートに関して）
- ・ 災害時の対策の検討（協定書の作成）
- ・ 虐待防止の取り組み・差別解消の取り組み
- ・ 資源マップ・バリアフリーマップの作製
- ・ 市町村障害者計画・障害福祉計画の策定に係る意見発信
- ・ 地域移行支援の促進に関して
- ・ 事業所間連携に関して（特別支援学校・就労先・ライフサポートファイル）
- ・ 地域のニーズに沿ったサービスの創設に関して





## ナイスクロー大会 !!

「ひとりの苦勞はみんなの苦勞」ということで開かれたナイスクロー大会！厳しい予選を勝ち抜いたスペシャリスト達11名が登壇しました。介護の苦勞、障害の苦勞、職場の苦勞、自治会の苦勞、家族の苦勞、自分の苦勞...などなど色々な苦勞が出ましたが、皆さん見事に「ナイスクロー... もっ

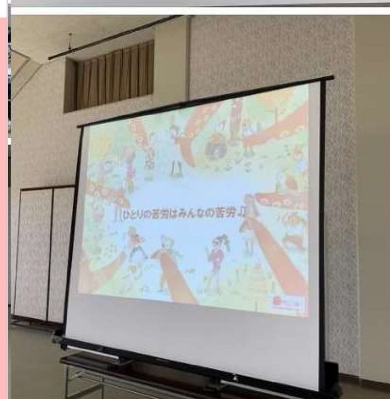
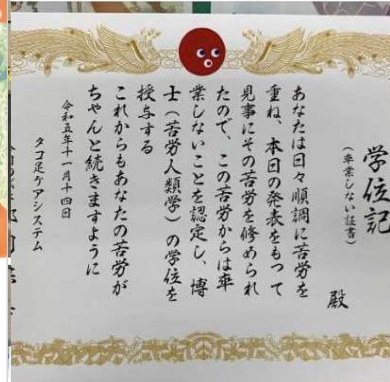
# ナイスクロー大会

2023年11月14日(火) 13:30~15:00

@多古町コミュニティプラザ 3階多目的ホール

「ひとりの苦勞はみんなの苦勞」ということで、あなたの苦勞をみんなで共有してみませんか？ナイスクロー大会は、自分達の苦勞に対して、みんなで「ナイスクロー！！」と大きな声で讃え合うだけの場です。でも、そんな場だからこそ、そこからなにか勇気もらえるような気がします。あなたの苦勞をお待ちしています！

**主催** 多古町自立支援協議会相談支援部会&タコ足ケアシステム  
**問合せ** 多古町自立支援協議会相談支援部会長  
 社会福祉法人横の実会 在田  
 TEL:0479-74-7733



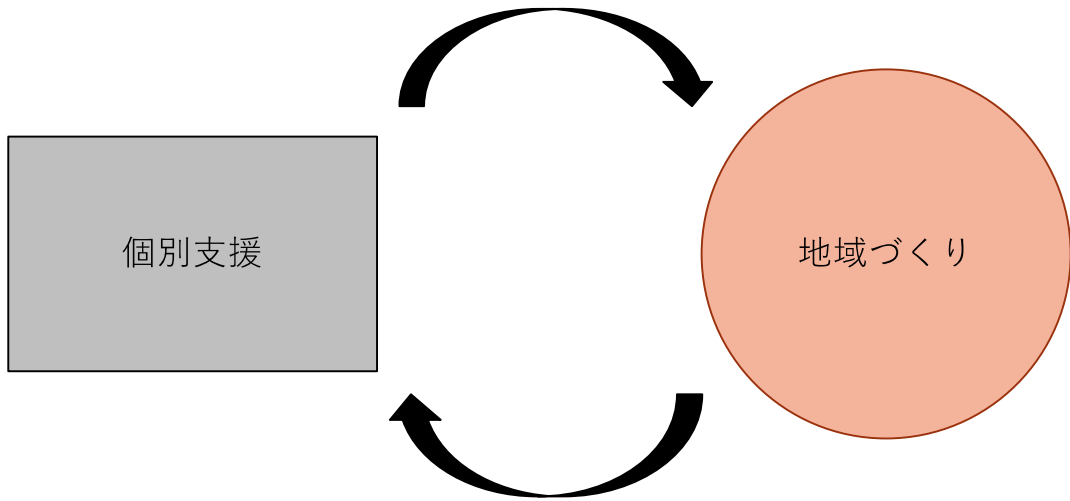
## 当事者等による団体等との連携

当事者主体の支援を展開しなければ意味はない。



当事者が安心して参加できる協議会を！

## まとめ



重ねた数だけ、うまくいく！